

# 平成22年度 当初予算編成について（案）

H21.10.23  
総務部  
総合企画部

## 1 当初予算編成の前提となる財政状況

### ○本県財政の見通し

- ・公債費や社会保障関係経費の増加、三位一体改革を通じた一般財源総額の大幅な減少、加えて昨年の世界同時不況による県税収入の減収により、本県財政は一段と厳しい状況となっている。
- ・現時点での財政見通しでは、構造的な財政改革が進まない場合には、毎年300億円を超える財源不足が生じる見込みである。したがって、歳入面、歳出面での特段の対策が講じられなければ、財政赤字に転落するという、極めて危機的な局面を迎えている。
- ・また、財政赤字が約225億円を超えると、財政健全化法に基づく「財政再生団体」となり、国の関与による財政再建が義務づけられることとなる。

現時点での22年度の財源不足額（対策必要額）

310億円程度

### ○本県の主な財政指標の動向 → 財政構造の硬直化がさらに進行

▽「経常収支比率」 ※財政構造の硬直度を示すもの

… H16 86.1% 低い方から全国1位 → H19 98.4% 全国32位  
→ H20見込み 99.1%

※この数値が100%を超えるということは、県税や普通交付税などの経常的な収入で経常的な支出が賅えない状態を示すもの

▽「実質公債費比率」 ※実質的な公債費の負担の程度を過去3ヶ年の平均で示すもの

… H17 13.0% 低い方から全国15位 → H19 16.1% 全国36位  
→ H20見込み 17.6% 全国43位（速報値）

※実質公債費比率（3カ年平均）が18%以上となると、地方債の発行に際して、「公債費負担適正化計画」の策定が求められるとともに、総務大臣の許可が必要

単年度の「実質公債費比率」

H18 16.2% → H19 18.0% → H20見込み 18.6%

## ○国の予算編成状況

- ・現政権においては、国民生活を第一とし、それに基づく新たな優先順位のもと全ての予算を組替えるとしており、歳入歳出両面にわたる制度改正や徹底した見直しが見込まれるところである。この結果によっては、今後の地方自治に大きな影響を及ぼすこととなり、本県にとっても、財源不足が拡大し、更なる対策の必要に迫られるという事態に陥るおそれもある。
- ・いずれにしても、現時点では具体的な政策内容は明らかになっておらず、今後その動向を十分注視していく必要がある。

## ○今後の行財政運営の方針

- ・長期構想で示した政策を実現するため、この3月に「岐阜県行財政改革指針」を取りまとめ、持続可能な財政運営の確保に向けた行財政改革の方向性を明らかにしたところである。このなかで、構造的な財源不足により財政赤字の発生が懸念される危機的な財政状況にかんがみ、歳入に見合った歳出構造への転換による収支均衡を喫緊の課題と位置づけており、現在、これを実現するための「行財政改革アクションプラン」の策定を進めている。
- ・このアクションプランを確実に実施していくことにより、当面懸念される財政赤字への転落を回避し、持続可能な財政運営の確立を目指していく。

## 2 当初予算編成の考え方

### (1) 基本的な取組方針

#### ～行財政改革の着実な推進～

○財政赤字の発生を回避するとともに、今後見込まれる300億円という財源不足の解消に向けた財政構造の見直しを着実に進める。

○それとともに、県民の生命や安全・安心の確保、あるいは岐阜県の未来づくりにつながる分野については必要な予算を確保するなど、政策の方向性が見えるメリハリのある予算を編成する。

※なお、今後、国において進められる地方行政に関係する制度等の見直しについては、その動向を十分注視し適宜適切に予算編成に反映。

#### 留意点

- ・行財政改革アクションプラン(案)が提示されるまでの間は、原則、行財政改革推進本部分科会案を基として予算要求作業を進めることとする。(アクションプラン(案)の提示を踏まえ、必要な予算要求の差し替えを行うもの。)
- ・国の制度見直しや予算編成作業の動向を踏まえ、要求の見直しが必要となる場合は、その都度速やかに整理すること。

## (2) 具体的な予算編成の視点・ポイント

### ①「予算要求基準」の遵守

別紙1のとおり

- ・行財政改革アクションプラン(案)において具体的な見直し内容が示される事業については、それに基づき、所要額を要求すること。
- ・県費1千万円未満の事業については、行財政改革アクションプラン(案)における見直しの考え方や経費の性質などを踏まえて積算する各部局毎の県費の範囲内で予算要求すること。
- ・その他の事業についても、各部局において精査、見直しを行い、可能な限り所要額の圧縮に努めること。

### ②事業費の一律削減の回避

- ・行財政改革指針に掲げる定員削減を見据え、最小の事務量で効果的に実施できるよう工夫を凝らし、生産性の向上に努めると同時に、事業等を見直しにあたっては、単に事業費を一律に削減するという手法はとらず、徹底した政策の優先順位付けにより、事業数そのものを削減するよう努めること。

### ③国庫補助事業等の受け入れの精査

- ・国庫補助事業については、財源的には有利といえども、1/2程度の県費が伴うことや事業実施に伴い人的負担を要することから、必要性や事業効果を十分吟味したうえで、受け入れを行うこと。また、国庫10/10事業であっても、人的負担が伴うことを十分に認識し、安易な受け入れを厳に慎むこと。

### ④新規事業の取扱い

- ・中期的な財政試算において見込まれていない新規事業に係る予算要求については、行財政改革アクションプラン(案)よりさらに厳しい見直しを行うなどし、財源を確保したうえで予算要求すること。

### ⑤長期構想の推進

- ・長期構想の推進については、行財政改革アクションプラン(案)において、「最優先事業」、「優先事業」として、その考え方が反映されているので、それに従うこと。
- ・なお、平成21年度当初予算で設定したような予算の「重点政策枠」については、設けないこととする。

### ⑥平成21年度補正予算の前倒し効果の反映

- ・平成21年度補正予算において、公用車の更新、施設修繕、備品購入など平成22年度以降に見込まれた財政需要について前倒しして対応したものについては、予算要求を差し控えること。

### ⑦特定事業基金の効果的な活用

- ・国補正予算を活用し積み立てている特定事業基金については、国が示す用途を踏まえつつ、一層の効果的な活用に努めること。

### ⑧建設事業に係る市町村負担金の見直し

- ・建設事業に係る市町村負担金については、国の直轄事業負担金制度の改革の趣旨を踏ま

え同様に見直しを進めることとする。

#### ⑨平成21年度予算の効果的、効率的な執行

- ・平成21年度の県税収入については、昨年来からの景気低迷を背景に、9月補正予算で20億円の減額補正を行っているが、引き続きその動向は不確定であり、さらなる減収のおそれもある。このため、下半期の予算執行については、これまで以上に厳しい目で経費の細部に至るまで吟味し、効果的、効率的な執行に最大限努めること。

#### ⑩「予算の使い切り」廃絶に向けた取り組みの徹底

- ・「予算の使い切り」廃絶に向けた取り組みをさらに徹底することとし、現段階で執行計画の確定していない不要不急の経費の執行は控えるとともに、特に年度末における無理な予算執行は厳に慎むこと。こうした取り組みによる経費縮減額については、平成22年度当初予算の財源対策として活用するものであること。

#### ⑪特別会計、企業会計との負担区分の見直し

- ・各会計の運営状況を勘案しつつ、税負担（一般会計繰出）の妥当性等について再検証すること。

#### ⑫債務負担行為の適正な運用

- ・将来の財政運営を圧迫する要因となることから、対象事業、限度額、年割額等について十分な精査を実施すること。

### 3 その他

#### (1) ふるさとぎふ再生基金事業の取扱い

- ・ふるさとぎふ再生基金事業に係る予算要求については、別途通知によること。

#### (2) 平成21年度3月補正予算との同時上程

- ・県議会審議の充実を図るとともに、執行見込を踏まえた当初予算への適正な予算計上による財源の有効活用を実現するものであること。

(別紙1)

## 予算要求基準

### 留意点

- 1 この予算要求基準は、あくまでも現時点での収支見通しに基づき、定めるものであり、今後の地方税財政制度の見直しの動向など、財政環境の変化等により更なる歳出削減があり得るものであること
- 2 現時点では、行財政改革アクションプランの策定には至っておらず、当面、アクションプラン(案)が提示されるまでの間は、基本的には、行財政改革推進本部分科会案を基として、予算要求作業を進めること。  
なお、アクションプラン(案)が提示された後必要となる要求の修正作業については、改めて所要の指示を行う予定であること。

### 1. 行財政改革アクションプラン(案)で具体的な見直しの内容が示された事業

- ・ アクションプラン(案)で示された見直しの内容に基づき、所要額を要求
- ・ 但し、個別調整経費（事業分類上の「公共枠」「県単枠」「森林整備特別事業」「学校建設事業」「単独交通安全整備事業」「私学振興補助金」「スポーツ振興事業」）については、アクションプラン(案)の見直しの考え方を踏まえつつ、今後の予算編成過程において別途検討

### 2. 上記1以外の事業

- ・ 平成21年度当初予算で県費1千万円未満の事業については、アクションプラン(案)の見直しの考え方や経費の性質などを踏まえて積算される各部局毎の県費の範囲内で所要額を要求  
(別表参照)
- ・ その他の事業についても、各部局において精査、見直しを行い、可能な限り所要額を圧縮

別表：県費 1 千万円未満事業の要求における県費総額の積算の考え方

項 目	積算の考え方 (対平成 2 1 年度当初予算県費額)
1. 各種団体等補助金	○県単補助 ①地方財政措置単価のあるものはその単価 ②①によれない場合は、原則全国最低水準（廃止含む） ③いずれにもよれない場合は、団体等の運営に配慮しつつ 事業費 100 万円未満 ▲ 10% 事業費 100 万円以上 500 万円未満 ▲ 20% 事業費 500 万円以上 ▲ 30% ○国庫補助 可能な限り進度を遅らせる
2. 投資的経費 (上記は除く)	▲ 10%
3. 施設等の経常的な管理経費	▲ 10%
4. 最優先事業 ・ 県民の生命や安全安心の視点から特に必要のある分野（主に長期構想における「I 安心して暮らせるふるさと岐阜県づくり」に係る重点プロジェクトに相当）	削減なし
5. 優先事業 ・ 未来の岐阜県のために特に必要のある分野（主に長期構想における「II ふるさと岐阜県の資源を活かした活力づくり」及び「V ふるさと岐阜県を未来につなぐ人づくり」に係る重点プロジェクトに相当）	▲ 25%
6. 統一見直し事項（1～5の事業は除く）	
①-1 イベント シンポジウム、フォーラム、表彰式、講演会、展示会（美術館、博物館除く）、記念式典、祭典など	廃止・休止
①-2 普及啓発事業 *いずれも各種団体への補助事業は除く	
②調査研究事業	▲ 70%
③印刷物の簡素化 ポスター、パンフレット	▲ 70%
7. その他	原則▲ 30%

\* 単年度事業や終期の到来により当然に減額となるものは、上記の縮減率を乗じる基礎には含めない。